

ゲノム編集技術等を用いたヒト胚の取扱いについて「第三次報告」 における検討の全体的整理（ポイント）

		基礎的研究※1 〔※胚の胎内移植を前提としない ※疾患関連以外目的の研究（いわゆるエンハンスメントなど）は容認しない〕		臨床利用※2 (研究・医療)
検討対象	胚の種類	余剰胚	新規胚	
ゲノム編集技術等 (生殖補助医療研究目的)		<ul style="list-style-type: none"> 第一次報告（2018年3月）において容認。 2019年4月にゲノム編集指針※3を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二次報告（2019年6月）において容認。 2021年7月にART指針※4を改定。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒト又は動物への胎内移植は現時点において容認できない 法的規制も含めた制度的枠組みを今後検討
ゲノム編集技術等 (遺伝性・先天性疾患研究目的)		<ul style="list-style-type: none"> 第二次報告（2019年6月）において容認。 2021年7月にゲノム編集指針を改定。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次報告（2022年2月）において容認。 	
核置換技術		<ul style="list-style-type: none"> 第二次報告（2018年6月）において容認。 2021年年6月に特定胚指針を改定。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次報告（2022年2月）において容認。 	

関係指針
改正

容認済み（H31.4）
 容認済み（R1.6）
 容認

※1 基礎的研究：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植しない（固体産生につながらない）研究をいう。

※2 臨床利用：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植する（固体産生につながる可能性が有る）利用をいう。

（「基本的考え方」見直し等に係る報告書（第一次）～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～）より）

※3, 4 ゲノム編集指針は「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（文科省・厚労省・子ども家庭庁）、ART指針は「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（文科省・子ども家庭庁）及び「特定胚の取扱いに関する指針」（文科省）をさす。